

鴻巣市SDGs未来都市オリジナルロゴマークの使用に関する 取扱要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、SDGs未来都市の実現に向け、本市のSDGs推進のシンボルとして、市民、事業者、関係団体等に広く活用してもらうことを目的に制作した鴻巣市SDGs未来都市オリジナルロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（デザイン）

第2条 ロゴマークのデザインは、別表のとおりとする。

（権利の帰属）

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

（使用の基準）

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り使用を認めるものとする。

- (1) 市の品位を損ない、又は信用を失墜するおそれがある場合
- (2) SDGsの正しい理解を妨げ、又は妨げるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用する場合
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) 鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係のある者に使用され、又はこれらの者の利益となるおそれがある場合
- (6) その他市長がロゴマークの使用について不適当と認める場合

（使用の手続）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ鴻巣市SDGs未来都市オリジナルロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用の見本（レイアウト、スケッチ、写真、原稿等）

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による申請を省略することができる。

(1) 市が実施する事業又は業務で使用するとき。

(2) 市内の学校等が教育等の目的で使用するとき。

(3) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。

(4) 鴻巣市こうのとりのSDGsパートナー制度実施要綱（令和6年鴻巣市告示第147号）第5条第1項の規定により、認定を受けた事業者が使用するとき。

(5) 市が後援又は共催する事業において使用するとき。

(6) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、営利を目的としてロゴマークを使用する場合は、第1項の規定による申請をしなければならない。

（使用の承認）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その可否について鴻巣市SDGs未来都市オリジナルロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）又は鴻巣市SDGs未来都市オリジナルロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（使用の条件）

第7条 市長は、前条の規定によりロゴマークの使用を承認する場合は、必要に応じて条件を付することができる。

2 前条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）が営利を目的としてロゴマークを使用する場合は、ロゴマークを使用した物品等の製作が完成した後、速やかに完成見本を市へ提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なときは、その写真をもって代えることができる。

（使用者の責務）

第8条 使用者は、自らが製作した物品等に関する一切の責任を負うもの

とする。

（使用承認の取消し）

第 9 条 市長は、申請の内容に虚偽があったとき、又は使用を承認したロゴマークが不正に使用されていると認められるときは、使用の承認を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対してロゴマークを使用した物品等の回収その他必要な措置を求めることができる。

3 第 1 項の規定により使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じてても、市は、その責めを負わない。

（使用上の遵守事項）

第 10 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた使用目的以外にロゴマークを使用しないこと。

(2) 鴻巣市 S D G s 未来都市オリジナルロゴマークデザインマニュアル（令和 6 年 5 月 13 日市長決裁。以下「デザインマニュアル」という。）に基づき使用すること。

(3) ロゴマークを使用した物品等について、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 6 条及び商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 5 条に基づく権利の設定をしないこと。

（使用料）

第 11 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 7 日から施行する。